

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2026年3月30日
【会社名】	フルテック株式会社
【英訳名】	Fulltech Co.Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 C00 古野 元昭
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区北13条西17丁目1番31号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (北海道札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長社長執行役員COO古野元昭は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものでありますが、様々な要因によりその機能が阻害される場合があります。その場合、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社であるアートテックス株式会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社である株式会社ワイズ・コーポレーションについては、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、経営管理上、各事業拠点における売上高が事業活動の規模を表す指標として最も適切と判断しており、当社の各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3 に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。なお、当連結会計年度の売上実績を指標としても、その事業拠点が占める割合に大きな変動がないことを確認しております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上債権及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。また、アートテックス株式会社については当社の製造機能の一部を担っていることから「重要な事業拠点」と位置づけ、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを検討した結果、財務諸表への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして工事損失引当金評価プロセス、固定資産評価プロセス等を評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

(1) 開示すべき重要な不備の内容

当社は、2025年12月期の決算処理の過程において、2025年7月に導入し、同年11月より本格稼働した新基幹システムに関し、主に原価計算に係る数値検証が不十分であったことに起因して複数の不具合が発生したため、決算手続が遅延する事態となりました。

当該事象の原因は、以下に記載する IT全般統制及び全社的な内部統制の不備にあると認識しております。

IT全般統制の不備

当社は新基幹システムについて、タスクフォース体制で導入・検証を進めておりました。当社には情報システム部門およびシステム管理規程・手順書が存在していたものの、システムベンダーとの窓口となる主管部門が曖昧であったこと、基幹システム導入経験を有する人材が不足していたことにより、システム開発時のIT全般統制に関する責任者の役割・権限が明確に定義されておらず、規程に基づく統制運用が実効的に機能しておりませんでした。

その結果、新基幹システムの本格稼働判定の前提となる原価計算領域のテスト検証が不十分となり、本稼働後に判明した不具合に関するシステムベンダーとの調査に相当の時間を要し、決算手続の遅延を招くこととなりました。

全社的な内部統制の不備

当社では、重要な業務システムの導入・刷新は「職務権限規程」に基づき取締役会決議事項としており、経営層は取締役会資料を通じてシステム領域に関する判断が可能となる体制を整備しております。

しかしながら、前項に記載したIT全般統制の不備により、システム移行へのリスク認識と検証手続が不足している状況でシステム導入判断を行い、結果として決算手続の遅延を招くこととなりました。

これらにより、決算手続が遅延したことから、全社レベルの決算・財務報告プロセス統制においても不備があったと認識しております。

なお、原価計算機能等の不備については、システムベンダーとの調査を経て修正対応を実施し、機能面の主要な不備は解消されているため、連結財務諸表に与える影響はありません。

(2) 当事業年度末日までに是正できなかった理由

上記事実が判明したのは当事業年度末日後であったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度の末日までに是正することができませんでした。

(3) 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識し、これらの重要な不備を是正するため、以下の方針に基づき改善策を講じ、適正な内部統制の整備および運用を行います。

IT統制責任者および統括部門の明確化

管理本部管理部長をIT統制責任者として任命し、情報システム課を新基幹システムの統括部門として位置付け、システム変更管理・検証フローの再設計及び運用等を実施します。

統制環境の強化

経営層によるIT統制のモニタリング体制を強化します。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。